

地方独立行政法人の監事

地方自治法、商法に続いて、税理士という名称が明記された「地方独立行政法人法」が平成15年7月2日に成立しました。

この地方独立行政法人の『監事』の資格者として、税理士が明記されました。

地方独立行政法人法第14条では、次のように規定しています。

「監事は、財務管理、経営管理その他当該地方独立行政法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であつて、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているもののうちから、設立団体の長が任命する。」

地方独立行政法人は、国の独立行政法人と同様に「目標⇒計画⇒評価⇒業務運営への反映」という流れを義務付けられており、企業会計原則により、毎事業年度財務諸表等を作成し、公表することとなります。

地方独立行政法人は平成29年4月1日現在、大学、公営企業、試験研究機関等が全国に135法人設立されています。

この法律は平成16年4月1日から施行されております。なお、地方独立行政法人法の詳細は総務省のホームページをご覧ください。